

**公益財団法人 日中医学協会**  
**役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程**

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日中医学協会（以下「協会」という）の定款第17条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事及び監事の内、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、役員及び評議員の職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等を含まないものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、この規程に定める基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表1）に基づき、役員報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員及び評議員には、報酬支払基準（別表2）に基づき、理事会等の出席手当を支給することができる。
- 4 常勤役員には、予算の範囲内で賞与を支給することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、常勤役員または非常勤役員が協会の職員を兼ねる場合は、役員としての報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、次に定めるところによる。

- (1) 報酬月額、俸給表（別表1）のうちから、常勤理事については理事長が理事会の承認を得て、常勤監事については監事の協議によりそれぞれ決めるものとする。

- (2) 賞与は年額 50 万円を上限とし、常勤理事については理事長が理事会の承認を得て、常勤監事については監事の協議によりそれぞれ決めるものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

- 第 5 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
  - 3 常勤役員 of 定例報酬月額は、毎月一定の時期に支給する。
  - 4 常勤役員 of 賞与は、年 2 回 6 月と 12 月に支給する。
  - 5 非常勤役員及び評議員 of 報酬は、理事会又は評議員会 of 出席等、必要 of 都度、支給する。

(費用)

- 第 6 条 協会は、役員及び評議員がその職務 of 執行にあたって負担した費用については、これを請求 of あった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 金額及び支給方法は、協会職員 of 例による。ただし、役員及び評議員が出張する場合に支給する日当については、出張日当支払基準 (別表 3) によるものとする。

(公表)

- 第 7 条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人 of 認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等 of 支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第 8 条 この規程 of 改廃は、評議員会 of 決議を経て行う。

(補則)

- 第 9 条 この規程 of 実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会 of 承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、協会が公益認定を受け、移行 of 登記をした日から施行する。

この規程は、2026 年 6 月 2 日に改定し、この日をもって施行する。

(別表1) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	300,000	21	500,000	31	700,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000	32	720,000
3	140,000	13	340,000	23	540,000	33	740,000
4	160,000	14	360,000	24	560,000	34	760,000
5	180,000	15	380,000	25	580,000	35	780,000
6	200,000	16	400,000	26	600,000	36	800,000
7	220,000	17	420,000	27	620,000	37	820,000
8	240,000	18	440,000	28	640,000	38	840,000
9	260,000	19	460,000	29	660,000	39	860,000
10	280,000	20	480,000	30	680,000	40	880,000

(別表2) 報酬支払基準

非常勤役員	理事会・評議員会等出席都度 (1回当たり)	12,000円
評議員	評議員会出席都度 (1回当たり)	12,000円

(別表3) 出張日当支払基準

会長	国内及び海外出張の都度 (1日当たり)	8,500円
理事長	国内及び海外出張の都度 (1日当たり)	8,000円
役員・評議員	国内及び海外出張の都度 (1日当たり)	7,500円

副会長の出張日当支払基準は理事長に準じる。